

議案第63号

東郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

東郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和43年東郷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、「10分の1以上」を「10分の1以下」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

減給されている職員が降給となった場合において、減給額が降給後の給料等の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずることとする。

(第3条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。